令和元年第５回

箕面市農業委員会総会会議録

令和元年５月１７日（金）

箕面市農業委員会

１．開催日時　令和元年５月１７日（金）
　　午後１時３０分から午後２時３０分まで

２．出席委員（２１名）

１番　阪本　喜代治	２番　二石　博昭	３番　神代　繁近
４番　乾　敏雄	５番　西田　茂信	６番　稲野　実
７番　清水　哲朗	８番　笹川　悦子	９番　稲垣　惠一
１０番　小路　一男	１１番　辻元　利治	１２番　北田　榮次
１３番　野口　博史	１４番　加藤　博一	１５番　神田　隆生
１６番　仲野　良次	１７番　佐茂　仁士	１８番　大住　勝
１９番　松井　正義	２０番　橋本　正	２１番　上田　春雄

３．欠席委員　なし

４．会議録署名委員　　５番　西田茂信　　６番　稲野　実

５．出席事務局職員
事務局長　藤田　豊、課長　佐治　功、グループ長　松本　雅治
参事　尾崎　竜太郎、中井　正美

６．議事日程
第１９号議案　相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件
第２０号議案　相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件
第２１号議案　生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
第２２号議案　生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
第２３号議案　農地利用集積計画の作成の件
第２４号議案　農地利用集積計画の作成の件
第２５号議案　農地利用集積計画の作成の件
報告第１９号　専決処理の報告の件（農地法第４条第１項第７号の規定による届出受理）
報告第２０号　専決処理の報告の件（農地法第５条第１項第６号の規定による所有権移転届出受理）
報告第２１号　農地法第１８条第６項の規定による解約通知の件
報告第２２号　農地等状況報告の件

令和元年第５回箕面市農業委員会総会

（開会　午後１時３０分）

議　　長　それでは定刻がまいりましたので、ただ今から令和元年第５回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
座らせていただいて、進行させていただきます。
この会議は、農業委員会等に関する法律第３２条に総会及び部会の会議は、公開する旨規定されておりますので、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものといたします。

事務局　希望者はございません。

議　　長　次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。

事務局　本日は、欠席はなく委員２１名中、出席委員は２１名となっており、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。

議　　長　それでは日程第１、会議録署名委員指名の件を議題といたします。慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員　異議なし。

議　　長　それでは５番、西田委員さん、６番、稲野委員さんにお願いいたします。
次に、日程第２、第１９号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件について議題といたします。
本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局　ただいま議題となりました第１９号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件につきまして、ご説明申し上げます。
議案書１ページ、参考資料は、１ページから４ページまででございます。
被相続人は[redacted]氏、職業は[redacted]、所有面積は[redacted]平方メートルです。
相続人は、住所は同じく、氏名は[redacted]氏、職業は[redacted]、生年月日は[redacted]、相続開始年月日は[redacted]、適用面積は[redacted]平方メートル、被相続人との続柄は[redacted]です。
適用農地につきましては新稲[redacted]、地目は、台帳田、現況は、畑、面積[redacted]平方メートル、他７筆の合計８筆で、面積の合計[redacted]平方メートルです。全筆調整区域となっております。
以上、第１９号議案のご説明とさせて頂きます。

議　　長　本件につきまして、稲垣委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

稲垣委員　第１９号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。
申請地の場所は、箕面池田線の新稲[redacted]丁目[redacted]の南側、西への三叉路付近の農地４筆と、ほか４筆の合計８筆[redacted]

稲垣委員　平方メートルです。

申請者の[redacted]氏は、平成３０年８月１１日に耕作者、[redacted]氏を亡くされ、相続された農地について、引き続き農業経営をされることから申請されるものです。対象地８筆のうち５筆は利用権設定により貸し付けられており、残り３筆を、野菜畑、果樹畑、花木畑として自ら耕作されております。

[redacted]氏は、現在[redacted]歳で、従前からご家族で農業経営にたずさわってこられ、年に６０日ほど農作業に従事しております。

耕作に必要な農機具も完備されておりますので、今後も引き続いて農業経営に努められるものと思います。

なお、耕作する旨の誓約書も添付されておられますので、相続税の納税猶予の適格者証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で調査内容の報告を終わります。

議　長　本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきまして原案どおり承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員　異議なし。

議　長　ご異議がないようでございますので、本件につきまして、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第３、第２０号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局　ただいま議題となりました第２０号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書１ページ、参考資料は５ページからでございます。

被相続人は[redacted]氏、職業は[redacted]、所有面積は[redacted]平方メートルです。

相続人は住所が同じく、氏名は[redacted]氏、職業は[redacted]、生年月日は、[redacted]、相続開始年月日は[redacted]、適用面積は[redacted]平方メートル、被相続人との続柄は[redacted]です。

適用農地につきましては、坊島[redacted]、地目は、台帳田、現況は畑、面積[redacted]平方メートルで、生産緑地となっています。

以上、第２０号議案のご説明とさせて頂きます。

議　長　本件につきまして、松井委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

松井委員　第２０号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、国道１７１号、[redacted]から東へ５０メートルほど行ったところ、北側の農地１筆、[redacted]平方メー

松井委員　トルです。

申請者の[redacted]氏は、平成３０年７月１４日に耕作者である父、[redacted]氏を亡くされ、相続された農地について、引き続き農業経営をされることから申請されるものです。

対象地は、生産緑地に指定されており、野菜畑として耕作されております。

[redacted]氏は、現在[redacted]歳で従前から、ご家族で農業経営にたずさわってこられ、年に３００日ほど農作業に従事しております。

耕作に必要な農機具も完備されておりますので、今後も引き続いて農業経営に努められるものと思います。

なお、耕作する旨の誓約書も添付されておられますので、相続税の納税猶予の適格者証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で調査内容の報告を終わります。

議　　長　本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員　異議なし。

議　　長　ご異議がないようでございますので、本件つきまして原案どおり承認することに決定いたします。

次に日程第４、第２１号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件について議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局　ただいま議題となりました第２１号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は２ページ、参考資料については７ページからとなっています。

買取りの申し出をされる土地は、牧落[redacted]、地目は台帳、現況共に田、面積は[redacted]平方メートルです。

主たる従事者は、[redacted]氏で、申出をする者との関係は、[redacted]となっています。

申出人は、[redacted]氏です。

申出事由は、死亡で、申出事由が生じた日は、平成３０年９月２日です。

以上、第２１号議案のご説明とさせて頂きます。

議　　長　本件につきまして、清水委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

清水委員　第２１号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、国道１７１号、稲[redacted]の北西にある[redacted]西側の農地です。

申請人の夫、[redacted]氏は、これまで耕作を続けてこられました

清水委員　が、平成３０年９月２日にお亡くなりになられ、妻である[redacted]氏が、買い取り申し出のために、[redacted]氏の農業の主たる従事者の証明を申請されました。

生産緑地台帳において、[redacted]氏本人が農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認や聞き取りなどから、以前は[redacted]氏本人が、家族の手伝いを受けながら、主として耕作をされていたことを確認しました。

主たる従事者の証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で調査内容の報告を終わります。

議　　長　本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員　異議なし。

議　　長　ご異議がないようでございますので、本件につきまして原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第５、第２２号議案　生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件について議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局　ただいま議題となりました第２２号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は２ページ、参考資料については９ページからとなっています。

買取りの中し出をされる土地は、西小路[redacted]、地目は台帳は田、現況は畑、面積は[redacted]平方メートルです。

主たる従事者は、[redacted]氏で、申出をする者との関係は[redacted]となっております。

申出人は、[redacted]氏です。

申出事由は、故障で、申出事由が生じた日は平成３１年４月１５日です。

以上、第２２号議案のご説明とさせて頂きます。

議　　長　本件につきまして、大住委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

大住委員　第２２号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、箕面[redacted]から北西に１００メートルのところにある農地です。

申請人の夫、[redacted]氏は、これまで申請地において耕作をされてきましたが、この度、故障による買取申し出のために、妻である[redacted]氏が、[redacted]氏の農業の主たる従事者の証明を申請されました。

生産緑地台帳において、[redacted]氏本人が農業の主たる従事者で

大住委員　あることが確認され、あわせて現場確認や聞き取りなどから、以前は[redacted]氏本人が、家族の手伝いを受けながら、主として耕作をされていたことを確認しました。

主たる従事者の証明書の発行には問題はないものと思います。

なお、農業に従事することは不可能との診断書が添付されていることを申し添えます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議　　長　本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員　異議なし。

議　　長　ご異議がないようでございますので、本件につきまして、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第６、第２３号議案、農用地利用集積計画の作成の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局　第２３号議案の説明の前に、一部議案書に訂正がございます。議案書３ページ、第２３号議案のところ、表中真ん中、申出者、借り手の住所の記載でございますが、[redacted]号室となっておりますが、この号室の文字については削除させていただきたく思います。大変申し訳ございません。

それでは、第２３号議案、農用地利用集積計画の作成の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について諮問があったので、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき委員会の意見を求められたものです。

議案書３ページ、参考資料１１ページからでございます。

申請地は、外院[redacted]、地目は台帳・現況共に田、面積は[redacted]平方メートルです。

申出者（借り手）は、[redacted]氏、職業は[redacted]です。

申出者（貸し手）は、[redacted]氏、設定する利用権の種類は、使用貸借権、解除条件付き、設定期間は、公告日から令和４年９月３０日までございます。

以上、第２３号議案のご説明とさせていただきます。

議　　長　本件につきまして、辻本委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

辻本委員　第２３号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、市立第四中学校北の道を東へ進み、[redacted]から１３０メートルほど行ったところの南側、[redacted]との中間辺りにある１筆の農地です。

貸し手の[redacted]氏は、兼業で農業を営んでおられますが、除

辻本委員　草で手一杯になってきているこの農地を、今回貸し出されるものです。

借り手は[redacted]にお住まいの[redacted]氏で、大阪府立農業大学校の短期プロコースを修学され、農機具につきましては、耕うん機をお持ちです。

今後、テント状の収納スペースを確保されてから、草刈り機も置かれるとのことです。

５月末には、この農地から、歩いて２０分程度の住居に引っ越される予定で、年に２６０日ほど、農業に従事されるとのことです。

作付けとしては、野菜の栽培を計画されており、水路については、この農地で以前使っていた農業水路を使用されます。

本件は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているので許可できるものと考えます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議　長　本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、箕面市長あて答申いたしたいと思いますが、これにご意義ございませんか。

全委員　異議なし。

議　長　ご異議がないようでございますので、本件の農用地利用集積計画の作成については、問題ないものとして、箕面市長に答申することに決定いたします。

次に、日程第７、第２４号議案、農用地利用集積計画の作成の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局　ただいま議題となりました第２４号議案、農用地利用集積計画の作成の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は箕面市長より農用地利用集積計画の作成について諮問があったので、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき委員会の意見を求められたものです。

議案書３ページ、参考資料１３ページからでございます。

申請地は、上止々呂美[redacted]、地目は台帳田、現況は畑、面積は[redacted]平方メートル他３筆の計４筆で面積の合計は[redacted]平方メートルです。

申出者（借り手）の住所は、[redacted]氏、職業は[redacted]です。

申出者（貸し手）は、[redacted]氏、設定する利用権の種類は使用貸借権、設定期間は、公告日から令和６年９月３０日までです。

以上、第２４号議案のご説明とさせて頂きます。

議　長　本件につきまして、北田委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

北田委員　第２４号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。
申請地の場所は、阪急バスの[redacted]停留所の少し北にある橋を渡り、そこから北側にある合計４筆の一団の農地です。
貸し手の[redacted]氏は、[redacted]にお住まいで、この４筆の農地の耕作については、今回借り手である[redacted]氏に、これまでも手伝ってもらってきておりました。
借り手の[redacted]氏は、農業者として[redacted]年の実績があり、長年これらの農地の耕作を手伝ってこられ、これまでも問題なく経過しており、今後も良好に農地として耕作されていくものと考えられます。
本件は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているので許可できるものと考えます。
以上で調査内容の報告を終わります。

議　長　本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、箕面市長あて答申いたしたいと思いますが、これにご意義ございませんか。

全委員　異議なし。

議　長　ご異議がないようでございますので、本件の農用地利用集積計画の作成については、問題ないものとして、箕面市長に答申することに決定いたします。
次に日程第８、第２５号議案、農用地利用集積計画の作成の件を議題といたします。
本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局　ただいま議題となりました第２５号議案、農用地利用集積計画の作成の件につきまして、ご説明申し上げます。
本件は箕面市長より農用地利用集積計画の作成について諮問があったので、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき委員会の意見を求められたものです。
議案書４ページ、参考資料１５ページからでございます。
申請地は粟生外院[redacted]、地目は台帳田、現況は畑、面積は、[redacted]平方メートルです。
申出者（借り手）の住所は[redacted]氏、職業は、[redacted]です。
申出者（貸し手）は[redacted]氏、設定する利用権の種類は、貸借権、解除条件付き、設定期間は、令和元年６月１日から令和４年９月３０日までです。
以上、第２５号議案のご説明とさせて頂きます。

議　長　本件につきまして、小路委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

小路委員　第２５号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。
申請地の場所は、府道箕面池田線の[redacted]の交差点と、[redacted]

小路委員　[redacted]の交差点の間の三叉路を北へ１００メートルほどいったところの農地にあたります。

貸し手の[redacted]氏は、従前からこの農地を利用権設定により[redacted]に貸し出してこられました。

借り手の[redacted]は、この農地の耕作を担ってこられ、いままで問題なく農業を営んでおり、今後も良好に農地として耕作されていくものと考えられます。

本件は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているので許可できるものと考えます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議　　長　本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、箕面市長あて答申いたしたいと思いますが、これにご意義ございませんか。

全委員　異議なし。

議　　長　ご異議がないようでございますので、本件の農用地利用集積計画の作成については、問題ないものとして、箕面市長に答申することに決定いたします。

次に、日程第９、報告第１９号、専決処理の報告の件、農地法第４条第１項第７号の規定による届出受理を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局　報告第１９号、専決処理の報告の件、農地法第４条第１項第７号の規定による届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書４ページ、参考資料は１７ページからでございます。

届出地は、半町[redacted]、地目は、台帳田、現況畑、面積[redacted]平方メートルです。届出人は、[redacted]氏、職業は[redacted]、転用目的は野外駐車場です。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規定第３条の規定により、平成３１年４月１１日に専決し、処理するもでございます。

以上、報告第１９号のご説明とさせて頂きます。

議　　長　本件につきまして、清水委員さんから調査内容の報告をお願いいたします。

清水委員　報告第１９号につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、国道１７１号、半町[redacted]から北西に１２０メートルほど行った１団の住宅地の奥側にある１筆です。

申請人の[redacted]氏は、この[redacted]平方メートルの土地について、周囲が宅地開発されていることから、６台ほどの規模の野外駐車場に転用しようとされるものです。

南側は道路、北側・東側は宅地、西側は駐車場で、地面は砕石敷きとして、雨水は自然浸透で、大雨の際は西側の側溝に排水されます。付近に農地はなく、他の農業経営に影響はありません。

以上で調査内容の報告を終わります。

議　　長　次に、日程第１０、報告第２０号、専決処理の報告の件、農地法第５条第１項第６号の規定による所有権移転届出受理を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局　報告第２０号、専決処理の報告の件、農地法第５条第１項第６号の規定による届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書５ページ、参考資料は１９ページからでございます。

届出地は、粟生間谷[redacted]、地目は、台帳、現況共に田、面積[redacted]平方メートルです。

譲受人は、[redacted]氏、職業は[redacted]。

譲渡人は、[redacted]氏、持ち分１００分の６３他１名、転用目的は、戸建住宅４戸です。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規定第３条の規定により、平成３１年４月１８日に専決し、処理するもでございます。

以上、報告第２０号のご説明とさせていただきます。

議　　長　本件につきまして、西田委員さんから調査内容の報告をお願いいたします。

西田委員　報告第２０号について、調査内容をご報告いたします。

申請に係る農地の場所は、粟生間谷東の[redacted]の南西、道路を挟んで南側の１筆の農地です。

この土地については、開発の申請が行われ許可書の写しが提出されております。

譲渡人は、[redacted]氏他１名で、譲受人は、[redacted]氏で、この度所有権を移転し戸建て住宅を４戸建築するとのことです。

周辺につきましては、東・西・南側は他人農地、北側は道路となっております。

隣接する農地の所有者には、同意を得ており、水利組合は、南側水路に雨水を放出しないことを条件に同意を得ています。

排水については、北側の公共下水道へ接続され、雨水は北側道路沿いの水路へ排水されるものです。

水利組合の同意の条件も満たしており、周囲の農業経営に影響はありません。

以上で調査内容の報告を終わります。

議　　長　次に、日程第１１、報告第２１号、農地法第１８条第６項の規定による解約通知の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局　報告第２１号、農地法第１８条第６項の規定による解約通知の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書５ページ、参考資料はございません。

事　務　局　所在は、牧落[redacted]、地目は台帳・現況ともに畑、面積は[redacted]平方メートルの内[redacted]平方メートルです。

賃貸人は、[redacted]氏他１名。

賃借人は、[redacted]氏、解約年月日は[redacted]、土地引渡年月日は[redacted]です。

本件につきましては、農地法第１８条第６項の規定による解約通知として、平成３１年４月１２日に受理したものでございます。

事務手続き上の受理ですので、農業委員による現地調査はございません。

以上、報告第２１号のご説明とさせて頂きます。

議　　長　次に、日程第１２、報告第２３号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件について、各委員さんからの報告を、別紙資料のとおり事務局でまとめておりますので、各委員さんから補足も含めまして報告をお願いいたします。

北田委員からお願いします。

北田委員　[redacted]氏の農地、上止々呂美[redacted]の[redacted]、前耕作者は[redacted]氏の農地を[redacted]氏と利用権設定の手続きを進めています。

[redacted]氏の農地、上止々呂美[redacted]他、[redacted]の[redacted]、前耕作者は[redacted]氏及び[redacted]氏の農地、上止々呂美[redacted]他[redacted]、前耕作者[redacted]氏の農地の次の借手を募集中です。

上止々呂美上所地区、下止々呂美共同墓地周辺の耕作者から、イノシシ・シカ被害対策をして欲しい旨の要望がありました。

議　　長　次に、大住委員お願いします。

大住委員　[redacted]氏の箕面[redacted]横の農地は、南側の竹林の枝伐採は済んでいます。

[redacted]氏の西小路[redacted]の農地は、新緑の木の枝が少し駐車場へはみ出ている状態です。

[redacted]氏の西小路[redacted]他の農地は未除草で、利用状況を確認のため、事務局まで来庁するよう旨の文書を４月２３日に投函したが、反応がない状態で、指導を続けます。

[redacted]氏の西小路[redacted]農地は生産緑地であるにもかかわらず雑草繁茂しており、除草するよう再度指導中です。

議　　長　次に、清水委員お願いします。

清水委員　概ね良好に管理されています。

議　　長　次に、佐茂委員お願いします。

佐茂委員　概ね良好に管理されています。

議　　長　次に、稲垣委員お願いします。

稲垣委員　[redacted]氏の新稲[redacted]の農地は雑草が繁茂しており、指導のため面会したところ、市へ寄附の手続き中であると説明を受けました。

議　　長　　次に、乾委員お願いします。

乾　委　員　　[redacted]氏の萱野[redacted]の農地は雑草が繁茂しており、除草を再度指導しましたが変化がない状態ですので、引き続き指導を行い、５月中は経過を観察し、変化なければ文書による投函も視野に入れています。

議　　長　　次に、橋本委員お願いします。

橋本委員　　[redacted]氏の西宿[redacted]の農地は除草と大木伐採を再指導したが未だ未除草です。

　家族に尋ねると足を捻挫し体調が悪く、業者に依頼していると聞いています。

　[redacted]氏の西宿[redacted]の農地は指導の結果[redacted]の農地は除草済みで[redacted]の農地は半分が未除草であるため、指導を続けます。

議　　長　　次に、辻元委員お願いします。

辻元委員　　[redacted]氏の白島[redacted]他の農地は雑草が生えてきているが耕起の時期なので経過を注視します。

　[redacted]氏の外院[redacted]、[redacted]平方メートルの農地は生産緑地であり、これまでも指導を行ってきたが未だ駐車場のままであるため、再度指導を継続します。

議　　長　　次に、松井委員お願いします。

松井委員　　[redacted]氏の如意谷[redacted]の農地は雑草が繁茂していたが、指導の結果４月２３日に除草を確認しました。

議　　長　　次に、小路委員お願いします。

小路委員　　[redacted]氏の粟生外院[redacted]の農地は雑草が繁茂している状態であったが、指導により３割の除草が済んでいます。残りについて状況を見守ります。

　[redacted]氏の粟生外院[redacted]の農地は雑草が繁茂しており、訪問の結果、現在シルバー人材センターに除草を依頼しているが順番待ちと回答されています。

　[redacted]氏の粟生外院[redacted]農地は雑草が繁茂しており、指導の結果７割を除草済みであるが、今後も指導を続けます。

議　　長　　次に、稲野委員お願いします。

稲野委員　　概ね良好に管理されている。

議　　長　　次に、加藤委員お願いします。

加藤委員　　概ね良好に管理されている。

議　　長　　次に、仲野委員お願いします。

仲野委員　　[redacted]氏の粟生間谷西[redacted]他の農地は全体の半分を除草されており、管理する意志は確認しました。

　[redacted]氏の粟生間谷西[redacted]の農地は除草を指導したが未だ未除草であり、指導を続けます。

　[redacted]氏の粟生間谷西[redacted]の農地は伐採した雑木や竹が法面や畑内に散乱しています。

　昨年１２月に３月末までに整理する旨の誓約書が提出されて

仲野委員　いるが３月３１日までには整理されていなかった。
　４月の下旬に事務局と現地を確認したが手をつけられた形跡は確認できなかった。
　水路上に材木が積み上げられていたので、水路の確保ができなくなると予想されます。

議　　長　次に、西田委員お願いします。

西田委員　[redacted]氏の粟生間谷東[redacted]の農地、[redacted]氏の粟生間谷東[redacted]の農地は雑草が伸び始めている。必要に応じて指導していきます。
　勝尾寺川の水量が減っていることから、水利から苦情が出てくるのではないかと危惧しています。

議　　長　ただ今の各委員、各地区からの報告につきまして、承りました何か質問がありますでしょうか。

橋本委員　病気療養中の農家の方々がおられ、草刈りをしてくれる業者が、農協とシルバーとあると聞いているが、作業費用の平米単価について、情報があれば教えてほしい。

事務局　今、手元に資料はないが、繁茂している雑草の量や土地の状況で見積もりが変わるものと思いますが、条件を整えて関係機関に問合せをしたいと思います。

乾委員　草刈りの価格表あるいは平米単価表はなく積算で算出するもので、草刈りを実施する場所の土地の状況や環境状態によって見積額が上下するため、草刈り作業が行えなくて困っておられる農家に安易に提示できるものは経験上ないものと思われる。

議　　長　事務局で調査し、次回に報告をお願いする。

乾委員　おそらく、現地確認をして作業手順などを決めて積算で見積もり額を出すので、一般でいう単価を出すことは困難だと思います。

議　　長　他に何か質問はありませんか。

仲野委員　納税猶予の取り消し措置はできないでしょうか。

議　　長　当時は、適正に管理されていると見なして報告されていると聞いているが、報告のような状況は予測されていなかったものと考える。

二石委員　以前にも納税猶予について農業委員会でも議論をして、誓約書を提出し履行することとした。
　納税猶予の取り消しを議論するのではなく、所有者に対し誓約書を含めしっかりと履行してもらうよう指導してゆくことが先決だと思う。

上田委員　今回、事務局も人事異動があり刷新しているこの機を踏まえて、事務局として厳しく所有者に指導していかないと、農業委員の皆様に迷惑をかけることになる。
　しっかりと指導する必要がある。
　農業委員会の指導に従っていただくよう所有者に伝えていく。

議　　長　他にございませんか

議　　長	ないようですので、以上で本日の会議日程は全部終了いたしました。 事務局より何か連絡事項等がございますか。
事　務　局	（下記連絡事項等について説明） １．国版認定農業者 ２．農地パトロール
議　　長	これをもちまして令和元年第５回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。 （午後２時３０分閉会）

上記は、令和元年第５回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第２０条第２項の規定により、ここに署名押印する。

議　　長　阪本喜代治

署名委員　西田茂信

署名委員　稲野実